



平成29年12月1日

各位

会社名 株式会社アイ・アールジャパンホールディングス
代表者名 代表取締役社長・CEO 寺下史郎
(コード番号: 6035)
問合せ先 経営企画室長 古田温子
(TEL. 03-3519-6750)

TOKYO PRO Market J-Adviser 資格取得のお知らせ

当社の完全子会社である株式会社アイ・アール ジャパン（以下、「アイ・アールジャパン」）は、本日、株式会社東京証券取引所（本社：東京都中央区、代表取締役社長：宮原幸一郎、以下「東京証券取引所」）より、東京証券取引所の運営する、プロ向け株式市場であるTOKYO PRO Market^(*)に係るJ-Adviser^(**) 資格取得の承認をいただきました。

TOKYO PRO Market は、東京証券取引所が運営する、「プロ投資家」^(***) に限定した株式市場で、昨今のIPO 活性化の中で再注目されています。TOKYO PRO Market に上場することは、一般市場上場企業と同様に、上場企業として、知名度や人材確保の向上に加え、資金調達力の向上等により金融機関の信用度を大きく高めることに貢献いたします。

この株式市場の特徴は、1) 買付け者がプロ投資家に限定されているため、自由度の高い上場基準・開示制度であること、2) 株主数や利益の額など、上場時に求められる数値基準がなく、東京証券取引所から認証を受けた J-Adviser が上場の適格性の有無を判断すること、3) 新規上場の監査証明が1 期間で足りかつ四半期開示や内部統制報告制度の適用がないこと、4) 現在の持株比率を維持できる弾力的な資本政策が可能になること等、であり、より自由度の高い上場基準・開示制度での上場の仕組みとなっております。

東京証券取引所から認証を受けた J-Adviser は、上場審査機能や上場後の情報開示、資金調達の手続き等上場の専門家として上場企業を適切にサポートいたします。

アイ・アールジャパンは、設立以来30年に渡り、独立系の強みを活かし株主と企業を結ぶエクイティ・コンサルティングパートナーとして、日本の株式市場の改革や発展に貢献する革新的な業務を手掛けてまいりました。日本初のIR、SR業務、40年振りに新規参入した証券代行業務、そして今日まで蓄積してきた唯一無二の投資家データを最適活用する投資銀行業務等、エクイティ・コンサルティング業務の戦略的なラインナップは有機的に拡充しています。ここにJ-Adviserの認証を受けたことは、当社グループ業務のシナジーが一段と向上されるとともに、上場親会社ならびに未上場企業の皆様にとって選択肢が増えるなど、より適切かつ深いコンサルティングサービスの幅が大きく広がるものと考えております。

当社グループはエクイティ・コンサルティングの頭脳集団として J-Adviser 業務を厳格かつ革新的に展開することで、TOKYO PRO Market の加速度的発展に貢献できますよう努めてまいります。

以上

(*) TOKYO PRO Market について

「TOKYO PRO Market」は、2009年に創設された株式会社TOKYO AIM 取引所を母体とし、2012年7月より株式会社東京証券取引所によって運営されているプロ向け株式市場であります。2008年の金融商品取引法改正により導入された「プロ向け市場制度」を活用し、国内外のプロ投資家を対象とした自由度の高い規則体系を特長といたします。TOKYO AIMのモデルとなったロンドンAIM（1995年創設）の上場企業は10月末日現在957社となっています。

TOKYO PRO Marketは現在23社が上場しており、本年度はこのうち1社がジャスダック市場へとステップアップいたします。

詳細については、株式会社東京証券取引所 ウェブサイト

(<http://www.tse.or.jp/rules/promarket/index.html>) をご覧ください。

(**) J-Adviser について

「TOKYO PRO Market」において採用するJ-Adviser 制度は、金融商品取引所から認定されたJ-Adviser が、同市場における上場審査、上場管理等、金融商品取引所の自主規制業務の一部を受託する制度です。J-Adviser は同市場への上場を希望する企業の上場適格性を調査、確認するとともに、上場に至る過程での助言、指導を行います。また、J-Adviser は上場企業に対しても規則遵守や情報開示などに関する企業支援を継続的に提供するなど、同市場の重要なパートナーとしての役割を担います。

「TOKYO PRO Market」のJ-Adviser には本日現在、アイ・アールジャパンを含め11社が指定されています。

(***) プロ投資家について

TOKYO PRO Market において直接買付けが可能な投資家は、特定投資家及び非居住者に限られます。

投資家区分	具体例
特定投資家	適格機関投資家（金融機関など）、国、日本銀行
一般投資家に移行可能な特定投資家	上場会社、資本金5億円以上の株式会社
特定投資家に移行可能な一般投資家（「みなし」特定投資家）	特定投資家以外の株式会社、3億円以上の金融資産及び純資産を持つ個人
非居住者	日本国内に住所を又は居住を持たない個人、日本国内に主たる事業所を持たない法人

一般投資家は取引所に直接買注文を入れることはできません。上場前から株式を保有していた等、何らかの理由で TOKYO PRO Market の上場株式を保有している一般投資家が TOKYO PRO Market を通じて売却することは可能です。